平成29年関川村議会9月(第4回)定例会議会議録(第2号)

○議事日程

平成29年9月19日(火曜日) 午後3時 開議

- 第 1 認定第 1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 3 議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 陳情第 3号 森林環境税(仮称)創設に関する陳情(「森林・林業基本計画」の推進に 関する安定財源確保に関する陳情)
- 第 6 陳情第 4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 第 7 陳情第 5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の 充実を求める意見書の採択に関する陳情
- 第 8 発委案第5号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書の提出について
- 第 9 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 3 議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 陳情第 3号 森林環境税(仮称)創設に関する陳情(「森林・林業基本計画」の推進に 関する安定財源確保に関する陳情)
- 第 6 陳情第 4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 第 7 陳情第 5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の 充実を求める意見書の採択に関する陳情
- 第 8 発委案第5号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書の提出について 追加日程第1 発委案第 6号 森林環境税(仮称)創設に関する意見書(「森林・林業基本計画」の推進に関する安定財源確保に関する意見書)の提出について
- 追加日程第2 発委案第 7号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
- 追加日程第3 発委案第 8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私 学助成の充実を求める意見書の提出について(国)

追加日程第4 発委案第 9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私 学助成の充実を求める意見書の提出について(県)

○出席議員(9	9名)										
1番	近		良	平	君	3番	小	澤		仁	君
4番	加	藤	和	泰	君	5番	鈴	木	万美	争 夫	君
6番	髙	橋	忠	夫	君	7番	髙	橋	正	之	君
8番	菅	原		修	君	9番	伝		信	男	君
10番	平	田		広	君						

○欠席議員(1名)

2番 伊藤敏哉 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君
副村	長	佐	藤	忠	良	君
教 育	長	佐	藤	修	_	君
総務課	長	加	藤	善	彦	君
税務会計課	長	田	村	久 美	子	君
住民福祉課	長	中	束	正	子	君
農林観光課	長	伊	藤		隆	君
建設環境課	長	髙	橋	賢	吉	君
教 育 課	長	稲	家		誠	君
総務課参	事	野	本		誠	君
住民福祉課参	拿 事	伊	藤	和	義	君
農林観光課参	 	板	越	昌	生	君
教育課参	事	安	久	昭	男	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 佐藤
 充代

 主任石山洋介

午後3時00分 開 議

○議長(近 良平君) ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

2番伊藤敏哉議員から欠席の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

日程第1、認定第1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について

日程第2、認定第2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長(近 良平君) 日程第1、認定第1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について及び日 程第2、認定第2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

ただいま議題となっています議件につきましては、平成28年度決算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されておりますので、特別委員長の報告を求めます。

特別委員長、菅原修さん。

- ○決算審査特別委員長(菅原 修君) 平成28年度決算審査特別委員会報告書による報告があった。
- ○議長(近 良平君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、認定第1号 平成28年度関川村各会計の決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成28年度関川村水道事業会計の決算認定について討論を許します。討論は ありませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3、議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例

日程第4、議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第5、陳情第 3号 森林環境税(仮称)創設に関する陳情(「森林・林業基本計画」の推進に 関する安定財源確保に関する陳情)

日程第6、陳情第 4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

日程第7、陳情第 5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の 充実を求める意見書の採択に関する陳情

○議長(近 良平君) 日程第3、議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例から、日程第7、 陳情第5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求め る意見書の採択に関する陳情まで、以上5件を一括議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長職務代理、副委員長髙橋正之さん。

- ○総務厚生常任委員長職務代理副委員長(髙橋正之君) 総務厚生常任委員会審査報告書による報告 があった。
- ○議長(近 良平君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)
- ○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

副委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、伝信男さん。

- ○産業建設常任委員長(伝信男君) 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。
- ○議長(近 良平君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

議案第43号 関川村税条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号 森林環境税(仮称)創設に関する陳情(「森林・林業基本計画」の推進に関する安定財源確保に関する陳情)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。
 - これより陳情第3号を採決いたします。
 - この採決は起立によって行います。
 - この陳情に対する委員長の報告は採択であります。
 - この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について討論を 許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決いたします。

- この採決は起立によって行います。
- この陳情に対する委員長の報告は採択であります。
- この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充 実を求める意見書の採択に関する陳情について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより陳情第5号を採決いたします。

- この採決は起立によって行います。
- この陳情に対する委員長の報告は採択であります。
- この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第8、発委案第5号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書の提出について

○議長(近 良平君) 日程第8、発委案第5号 道路財特法による補助率等のかさ上げ措置に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。産業建設常任委員長、伝信男さん。

- ○産業建設常任委員長(伝 信男君) 産業建設常任委員長による趣旨説明があった。
- ○議長(近 良平君) これより提出者に対する質疑を行います。

発委案第5号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第5号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後 3時16分 休 憩

午後 3時17分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1、発委案第6号 森林環境税(仮称)創設に関する意見書(「森林・林業基本計画」の 推進に関する安定財源確保に関する意見書)の提出について

追加日程第2、発委案第7号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

追加日程第3、発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(国)

追加日程第4、発委案第9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)

○議長(近 良平君) 追加日程第1、発委案第6号 森林環境税(仮称)創設に関する意見書 (「森林・林業基本計画」の推進に関する安定財源確保に関する意見書)の提出についてから、追加日程第4、発委案第9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)まで、以上4件を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

初めに、産業建設常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長(伝 信男君)

発委案第6号

森林環境税(仮称)創設に関する意見書(「森林・林業 基本計画」の推進に関する安定財源確保に関する意見書) の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。 平成29年9月19日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会

委員長 伝 信 男

関川村議会議長 近 良 平 様

意見書の内容についてはお手元に配付のとおりでありますので省略します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

提出先についても、ごらんのとおりであります。

発委案第7号

「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。 平成29年9月19日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会

委員長 伝 信 男

関川村議会議長 近 良 平 様

意見書の内容についてはごらんのとおりであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

提出先についても、ごらんのとおりであります。

以上。

○議長(近 良平君) これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。 次に、総務厚生常任委員長職務代理副委員長、髙橋正之さん。
- ○総務厚生常任委員長職務代理副委員長(髙橋正之君)

発委案第8号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校

への私学助成の充実を求める意見書の提出について(国)

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。 平成29年9月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長職務代理(副委員長) 髙 橋 正 之

関川村議会議長 近 良 平 様

意見書の内容についてはここに書かれたとおりであります。省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

(意見書の提出先)

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参議院議長 伊達忠一 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

総 務 大 臣 野田聖子 様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

文 部 科 学 大 臣 林 芳 正 様

発委案第9号

学費と教育条件の公私間格差是正になけて、私立高等学校

への私学助成の充実を求める意見書の提出について(県)

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。 平成29年9月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長職務代理(副委員長) 髙 橋 正 之

関川村議会議長 近 良 平 様

意見書の内容についてはここに記したとおりでございます。省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良 平

(意見書の提出先)

新 潟 県 知 事 米 山 隆 一 様 以上でございます。

○議長(近 良平君) これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、森林環境税(仮称)創設に関する意見書(「森林・林業基本計画」の推進に関する安定 財源確保に関する意見書)の提出について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいた します。

次に、発委案第7号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について討論を許します。 討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第7号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいた します。

次に、発委案第8号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の 充実を求める意見書の提出について(国)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第8号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいた します。

次に、発委案第9号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の 充実を求める意見書の提出について(県)の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより発委案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、発委案第9号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいた します。

日程第9、議員派遣について

○議長(近 良平君) 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣すること にしたいと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のと おり議員を派遣することに決定しました。
- ○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時26分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議員

議員